

国家公安委員会告示第 号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項第一号の六の規定に基づき、重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準を次のように定める。

平成二十一年 月 日

国家公安委員会委員長 佐藤 勉

道路交通法施行令第十三条第一項第一号の六の国家公安委員会が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 重度の傷病者でその居宅において療養している患者（以下単に「患者」という。）の患家からいつでも連絡を受けることができる医師又は看護職員及び当該患家の求めに応じて患者の居宅をいつでも往診することができる医師をあらかじめ指定し、その氏名、連絡先、担当日等を文書により当該患家に提供していること。

- 二 患者の疼痛等を直ちに緩和することが必要な場合において、自動車による緊急の往診をすることができないこと。

附 則

この告示は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。